

エコとこ伝言板

第23回

よりよい 生活環境づくりを めざして!!

『埼玉県生活環境保全条例』が施行されます

埼玉県では、平成14年4月1日から、これまでの「公害防止条例」を全面的に見直した「埼玉県生活環境保全条例」を施行します。

この条例では、工場等から排出される公害の規制に加え、ダイオキシン類による生活環境への影響を少なくするため、家庭での焼却の原則禁止や自動車による交通公害対策などが定められています。

私たちの“よりよい生活環境づくり”には、一人ひとりの取り組みが大切です。皆さんのご協力をお願いします。

①家庭での焼却の原則禁止

県内全域で「家庭での焼却」が原則禁止になります（所沢市では既に実施済みです）。ご家庭ではごみは焼却しないで、ごみ集積場へ出してください。また、ごみを減らす努力やリサイクルできないものは買わないように心がけましょう。

②自動車のアイドリング・ストップ

自動車を駐停車させるときには、信号待ちや乗り降りのための場合を除き、アイドリング・ストップすることを定めています。また、一定規模（収容能力20台または面積500m²）以上の駐車場の設置者および管理者には、駐車場利用者へのアイドリング・ストップの周知が義務づけられました。

③ディーゼル自動車の運行規制

平成15年10月から、ディーゼル自動車（乗用車を除く）は、初めての登録から7年経過後に「粒子状物質排出基準」に適合しない場合、知事が指定する粒子状物質減少装置を装着しない限り、県内での運行が禁止されます。

問い合わせ 埼玉県環境防災部青空再生課

- ▶①に関する場合…規制担当（☎048-830-3058）
- ▶②③に関する場合…自動車対策担当（☎048-830-3063）

環境省環境研修センターからのお知らせ

環境省環境研修センター（並木3-3）は、わが国の環境保全に関わる人材育成の中核的機関として、年間1,500人にも上る国・地方自治体の職員などが集合して合宿研修を実施しています。

このたび、センターでは、ダイオキシンや微量でも環境汚染が懸念される化学物質による問題に対処するため、多様な環境分析ニーズに対応した研修を充実強化することを目的として、新たに第2特殊実習棟（RC造2階建・600m²）の建設を進め、この3月末に完成する予定です。

この実習棟は高度に管理された実習施設で、ガスクロマトグラフ質量分析計などの高性能分析機器を備えていて、ここでの研修は、地方自治体における分析・測定業務を推進する体制を充実させるものとして大いに期待されています。

問い合わせ 環境省環境研修センター（☎994-9303）